

【住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置について】

令和8年3月31日までに、既存住宅において一定の要件を満たす省エネ改修工事等を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額が減額されます。

1 対象となる家屋

- (1) 平成26年4月1日以前から所在している家屋（賃貸住宅は除く）
- (2) 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること
- (3) 居住の用に供する部分の床面積の割合が延床面積の2分の1以上であること
- (4) 次のアの工事、又はアと併せてイ～エの工事を行うこと
 - ア 窓の断熱改修工事（必須）
 - イ 床の断熱改修工事
 - ウ 天井の断熱改修工事
 - エ 壁の断熱改修工事
- (5) 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること
- (6) 省エネ改修工事に要した費用の合計が60万円超であること、又は、省エネ改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること
(国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。)
- (7) 現在、他の固定資産税軽減・減額措置等を受けていないこと
ただし、バリアフリー改修工事による減額措置と併せて適用することは可能です。(長期優良住宅の認定を受けた場合は、バリアフリー改修との併用はできません。)

2 減額される期間及び割合

工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額について、120平方メートル相当分を限度として、3分の1減額します。

ただし、新たに長期優良住宅の認定を受けて工事を行った場合は、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額について3分の2減額します。

3 申請方法

改修工事等完了後3か月以内に下記の書類を資産税課に提出してください。

(3か月を経過した後に提出する場合には、申告書に理由を記入してください。)

- (1) 固定資産税（省エネ改修）減額申告書【マイナンバーの記入必須】
- (2) 増改築等工事証明書
- (3) 工事費明細書（見積書）
- (4) 領収書
- (5) 改修工事等の後の建物平面図(工事箇所のがかるもの)